

近畿都市学会会報

2026/7/15 NO.228

事務局 〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1 近畿大学総合社会学部久研究室気付

E-mail info@kintoshi.site ホームページ <https://www.kintoshi.site/>

2026 年度大会のお知らせ

前号でお知らせしました 2026 年度大会の詳細が決まりました。以下のとおりです。奮ってご参加下さい。

日程：7 月 25 日（土）13 時 30 分～

会場：大阪商業大学

（近鉄奈良線・河内小阪駅から徒歩 5 分）

アクセスの詳細は大学 HP を参照ください。

<https://ouc.daishodai.ac.jp/access/>

プログラムは次のとおりです。

13:00～13:30 評議員会（634 教室）

*理事・評議員・監事のみ

13:30～14:20 総会（631 教室） *会員のみ

14:30～17:00 研究報告（632 教室）

18:30～ 懇親会「楽てん 北店」



研究報告・詳細プログラム

1 題当たり 30 分(発表 15 分、質疑 10 分)

14:30～14:55 都市と文化交流—2025 大阪・
阪神万博に参加して

中原 逸郎（楓錦会）

14:55～15:20 定住自立圏からみた大都市圏
外縁部における広域連携—大和まほろば広
域定住自立圏を例に

稲垣 稜（奈良大学）

15:20～15:45 経営強化プランにみる自治体
病院の新興感染症対策の現在地—東京都・大
阪府の地方公営企業法適用病院の比較から

朴井 晃（帝京大学）

15:45～16:10 地方自治体における公共調達
を通じた生活困窮者支援—認定就労訓練事
業者への優先発注制度に着目して

吉國 敬一郎（大阪公立大学）

16:10～16:35 都市部高齢者における住民主
体の「通いの場」の展開状況と健康寿命の関
連

中谷 年成（立命館大学）

16:35～17:00 地域主体による太陽光発電事
業の割合と当該割合が高い市町村の特徴

加勢田 光博（大阪公立大学）

18:30 懇親会

「楽てん 北店」（大阪商業大学正門前）

http://www.kosakarakuten.com/north_home
会費 5,000 円（懇親会場で徴収します）

会場予約の都合上、懇親会参加ご希望の方は 7
月 21 日(火)までに E メールで必ずご連絡下さ
い。(info@kintoshi.site)

2026 年度大会・研究報告要旨

都市と文化交流—2025 大阪・阪神万博に参加し
て

中原逸郎（楓錦会）

都市の復興や発展と関わりのある催しに博覧
会がある。博覧会は 19 世紀にヨーロッパで発達
し、1970 年には大阪府で我が国初の国際博覧会
が開かれた。その後 2005 年の愛知万博を経て
2025 年に再び大阪府で大阪・関西国際博覧会
（以下関西万博）が開催された。本発表では国際
博覧会が都市の文化交流やまちづくりにもたら
す影響を明らかにしたい。関西万博の諸元は表 1
の通りである。

調査は、文献資料を中心とし、関西万博共同館
（コモンズ A）アテンダントとして顧客の安全確
保、誘導、展示物説明、簡単な通訳を務めた発表
者の実見を元にした。

関西万博ではコロナウイルス蔓延で低調に終
わった 2020 東京オリンピックの国際的催事と
して開催されたが、博開催に反対する報道も重なり
出足が鈍った。

しかし口コミや SNS で万博の様子が伝わると、
会期の終盤には朝 8 時には 3 千人近い入場券抽
選参加者で会場の入り口が埋め尽くされるとい
う現象を発表者は実見した。

大阪・関西万博のテーマは『いのち輝く未来社
会のデザイン』で、関西万博では世界の叡智とベ
ストプラクティスを大阪・関西地域に集約し、多
様な価値観を踏まえた上での諸課題の解決策を
提示していく。」としている（大阪府、大阪市、
2025）。

しかし、関西万博は会場の地盤の安全性や大会
運営の採算に対する批判が多く、大会への反発か
らかマスコットの「ミャクミャク」を嫌う意見も
強かった。外国館の中にはネパ建築業者との間に
金銭的トラブルが発生し、開催時に間に合わない
ブースもあった。実際共同館でも大阪港の関税の
検査が通らず、展示物が整わないブースもあった。

6 月ごろから入場者は次第に増加し、7 月には
「ミャクミャク」は大人気となり、それを象った
扮装の来場者が増えた。炎天下の会場には来訪者
であふれ、花火、盆をどり大会、ドローン・ショ
ー、各国の舞踊やパレード等で会場は賑わった。
複数回会場を訪れる人が増え、中には 89 回訪れ
たという人もいた。

表 1. 2025 大阪・関西万博と 1970 大阪万博

	2025 大阪・関西万博	1970 大阪万博（通称 1 兆円博）
テーマ	いのち輝く未来社会のデザイン (Designing Future Society for Our Lives)	人類の進歩と調和
会期	2025（令和 7）年 4 月 13 日から同年 10 月 13 日まで 184 日間	1970 年 3 月 14 日から同年 9 月 13 日まで 183 日間
会場	大阪市此花区夢洲	大阪府吹田市千里
面積	159ha	260ha
入場者数	2901 万 7924 人（想定 2、800 万人） うち AD 証入場者数 343 万 8938 人）	6421 万 8770 人
参加団体	参加国 158 カ国、外国パビリオン 67 館 （共同館、国際機関 7 含む）	参加国 77 カ国、外国パビリオン 55 館、 4 国際機関
収益	収入 1、480 億円、320 から 370 億円の黒字見込み	収入約 1、069 億円、黒字額 194 億 3940 万円
特徴	空飛ぶ自動車、共同館運営、ドローン・ショー、大屋根リング、テロ対策、クールスポットの設置、持続可能社会に配慮した会場運営	コンピューター、携帯電話展示、太陽の塔、個性的なパビリオン建築、月の石、女性コンパニオン、動く歩道

関西万博（大阪府・大阪市、2025）、大阪万博（大阪市立博物館、2000）及び(吉村、2018)、から発表者が作成

閉幕後、イタリア館の展示物が大阪市立で会期終了後も展覧され、関西万博のレガシーを残そうという動きも見られる。

関西万博のマチづくりへの寄与については、

第一には、イノベーションに触れられる場の提供である。

万博会場に行けば、空飛ぶ自動車等容易にイノベーションに触れられるという点が考えられる。各パビリオンでは、商業ベースでの営業を行う担当者によって技術の発信が行われ、アフリカや南アメリカの新興国では観光アピールに加え、技術者の養成ビデオも流され、若手エンジニア育成への投資を要請する展示もあった。

第二には、都市観光への寄与である。

来場者からは居ながらにして外国の文物に接することができることから、居ながら世界旅行ができてありがたいという感想があった。

第三には、万博が自国や居住地域の再確認の場となりうることである。各国の歴史からは、戦争、植民地化、政治史等複雑な事象が浮かび上がり、

植民地化されなかった日本の特異性を痛感した。

特にアフリカ諸国では、例えばギニアビザウ（旧ポルトガル領）とギニアコナクリ（旧英国）と異なる国の植民地となったことで宗主国の異なる文化を継承し、異なる生活様式を歩んだ二つの国もあった。都市の歴史を振り、新たに平和国家建設の視点や都市の在り方を考える上で参考にすべき点があった。

なお、発表では合同館 A の各ブースの展示品にも触れる。

定住自立圏からみた大都市圏外縁部における広域連携—大和まほろば広域定住自立圏を例に

稲垣稜（奈良大学）

近年、人口減少、少子高齢化に伴って、大都市圏全体としての成長に陰りがみえ始め、大都市圏の縮小が進みつつある。これにより大都市圏外縁部では、日常生活行動で大都市圏内に依存することが困難になっており、市町村間の広域連携の必

要性が高まっている。

平成の大合併以後に国が重点的に進めている広域連携政策が、地方圏から大都市圏への人口流出を防ぎ、地方圏での人口定住を促進する定住自立圏構想である。これは、定住自立圏の中心市となる市に都市機能、特に生活機能を集積し、近隣市町村と連携してそれらの機能を活用し維持を図るものである。なお、定住自立圏は、あらゆる機能を中心市に集約することを意図するものではなく、近隣市町村ならではの機能（農林漁業など）を活かし、中心市との役割分担を図る部分もある。ただし、全体として都市機能は中心市に集積しているため、既存の都市構造を前提とした場合、中心市への機能集積が効率的である部分が多い。すなわち、定住自立圏とは、中心市に都市機能を集積するとともに、中心市が主導的な役割を担うことでその効果がいっそう発揮できるものと考えられる。こうした状況をふまえ、本研究では定住自立圏に着目し、大都市圏外縁部における広域連携の可能性について、通勤通学流動による大都市圏郊外との関係、中心市と近隣市町村との間の役割分担の2点から考察する。

第一に、通勤通学流動からは、大都市圏外縁部の中でも大都市圏郊外に近い地域では第一位通勤通学流出先が大都市圏内（10%圏）であることが多いため、大都市圏域を除外する定住自立圏制度の下では、厳密な日常生活行動に基づく定住自立圏の形成が困難であることが明らかになった。これは、定住自立圏の中心市が中心性を発揮しにくいことの要因にもなっている。

第二に、定住自立圏共生ビジョンの内容を検討したところ、中心市が主導する取り組みが少ないだけでなく、中心市が主導する取り組みであっても、中心市への都市機能の集約や中心市の本格的な主導ではなく、行政に関する情報を効率的に拡散するために中心市が主導する形をとっているにすぎない事例も見受けられた。これには、中心市への機能流出を懸念する近隣市町村の意向も影響しているものと思われる。既存研究では、定住自立圏の想定する集約・階層構造ではなく、水平的な連携にとどまる事例が報告されているが、

これは地方圏よりも、本研究で対象とした大都市圏外縁部のほうが一層当てはまるものと思われる。こうした課題を克服するためには、中心市要件として大都市圏の中心都市への通勤通学率を10%よりも下げること、大都市圏外縁部においても大都市圏郊外と同様に水平的・相互補完的、双務的な連携を取り入れることなども必要となろう。

経営強化プランにみる自治体病院の新興感染症対策の現在地－東京都・大阪府の地方公営企業法適用病院の比較から

朴井晃（帝京大学）

新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）は様々な分野に影響を及ぼした。特に医療機関には大きな負荷を与えたが、その経験がどのように整理され、平時の新興感染症対策として制度化されているかについては、なお検討を進める必要がある。本発表では、東京都および大阪府に所在する地方公営企業法適用病院15病院を対象に、各病院が策定した経営強化プランの記述を横断的に分析し、コロナ禍の経験がどのような形で平時の備えに反映されているのかを明らかにする。

分析視角として、先行研究および「公立病院経営強化ガイドライン」（2022）が求める平時の準備項目との対応関係を踏まえ、①人材確保・育成、②地域連携、③ガバナンス・運用継続、④医療提供体制、⑤運用基盤の5分類を設定した。これに基づき、各プランに記載された「感染症」「病床」「備蓄」「訓練」等の文章を抽出し、制度化の深度や方向性を検討した。

その結果、第一に、人材確保・育成では、感染管理認定看護師の育成や院内教育の体系化など、看護職を中心とした組織的取組が明確に示された。他方で、感染症専門医の確保は構造的に困難であり、「努める」「検討する」といった表現にとどまる例が多く、制度化の限界もみられた。

第二に、地域連携では、「面での対応」という医療圏単位の考え方が示され、入院調整や発熱外来の役割分担を踏まえた合同訓練・情報共有の体制

整備が複数の病院で位置づけられていた。コロナ禍での連携経験が、平時の仕組みとして定着しつつあることが確認できる。

第三に、ガバナンス・運用継続では、マニュアル見直しや指揮系統の明確化など、初期混乱を踏まえた意思決定の形式化が進展している。新人研修から管理職層までの階層別教育、シミュレーション訓練の導入など、継続運用を意識した取組も広がっている。

第四に、医療提供体制では、病床転用やゾーニング、陰圧設備の整備など、現場での経験が比較的明確に反映されていた。ただし、財政制約が大きく、計画の実装可能性には病院間で差が生じる可能性がある。

第五に、運用基盤では、個人防護具の備蓄や検査体制の整備が進展した一方、備蓄量の基準化や平時の管理体制の標準化には幅があり、制度化の途上にあることが示唆された。

以上より、自治体病院の経営強化プランには一定の共通方向性がみられるものの、専門人材確保や設備整備など病院単体では対応し難い領域には課題が残る。計画文書にみられる取組は、コロナ禍の実践知が「平時の備え」へと制度化されつつある過程を示しており、自治体病院における新興感染症対策の平時化の方向性を読み取ることができる。

本研究は、感染症対応の経験が制度文書にどのように定着しているかを把握する試みであり、今後は計画の実装状況の検証を通じて、制度と実務の接点をより詳細にとらえることが課題である。

地方自治体における公共調達を通じた生活困窮者支援—認定就労訓練事業者への優先発注制度に着目して

吉國敬一郎（大阪公立大学）

本研究は、地方自治体が公共調達を通じて生活困窮者支援をどのように展開しているのかを検討するものである。具体的には、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく認定生活困窮者就労訓練事業者への優先発注制度に着目

し、自治体が定める基準・要綱等の整備状況、最終変更年月日、認定件数、地方自治法施行規則の改正に伴う根拠条文の更新状況を対象とする。

生活困窮者自立支援制度における認定就労訓練事業は、直ちに一般就労に就くことが困難な生活困窮者に対し、支援付きの就労・訓練機会を提供する制度である。しかし、事業者には対象者の受入に伴う作業指導、職場適応支援、関係機関との調整、書類作成等の負担が生じる一方、制度参加による経済的インセンティブは限定的である。この点に関し、厚生労働省は2018年および2023年に事務連絡を発出し、認定就労訓練事業を行う者の受注機会の増大や、自治体における優先発注の活用促進を求めている。これは、公共調達を通じた生活困窮者支援が、国の制度運用上も重視されていることを示すものである。

先行研究では、中間的就労の社会的包摂としての意義、就労訓練事業者の体制整備、ソーシャルビジネスと公共調達制度、自治体による包摂的就労支援の展開が論じられてきた。一方で、認定就労訓練事業者への優先発注制度について、自治体基準の整備状況、認定件数、要綱の更新状況、根拠条文の整合性から分析した研究は十分ではない。

本研究では、都道府県、政令指定都市、中核市、一般市、特別区のうち、公表資料等から基準・要綱等を確認できた15自治体を対象に整理を行った。その結果、認定件数は16件にとどまり、基準を制定しているにもかかわらず認定件数が0件の団体が複数存在した。また、地方自治法施行規則の改正に伴う条ずれを基準に反映していることが確認できた団体は限定的であった。

以上から、優先発注制度は事業者インセンティブを補完し得る一方、基準制定のみでは制度活用には結びつかないことが示唆される。公共調達を通じた生活困窮者支援を実効的なものとするためには、継続的な要綱管理、認定事業者の開拓、庁内周知、契約部局との連携、発注可能業務の把握、契約実績の可視化が必要である。

都市部高齢者における住民主体の「通いの場」の展開状況と健康寿命の関連

中谷年成（立命館大学）

【背景】高齢者の介護予防において、住民主体の「通いの場」は地域における社会参加や健康づくりの基盤として重視されている。一方で、通いの場の箇所数や参加者数、開催頻度といった量的な展開状況が、男女別健康寿命とどのように関連するかについては十分に検討されていない。

【目的】本研究では、都市自治体における住民主体の通いの場の展開状況と男女別健康寿命との関連を探索的に検討することを目的とした。

【方法】健康寿命および通いの場に関する指標が把握可能な大阪府内 40 市を対象とした。目的変数は男性健康寿命および女性健康寿命とした。説明変数として、通いの場箇所密度、通いの場参加率、1 箇所あたり参加者数、体操実施箇所密度、週 1 回以上開催箇所密度、週 1 回以上参加率を算出した。箇所密度は 65 歳以上人口 1 万人あたりの箇所数として標準化した。分析には Pearson の相関分析を用いた。

【結果】男性健康寿命は女性健康寿命と強い正の相関を示した ($r=0.881$, $p<0.001$)。一方、通いの場箇所密度、体操実施箇所密度、週 1 回以上開催箇所密度、週 1 回以上参加率は、男女別健康寿命との間に有意な正の相関を示さなかった。通いの場参加率は男性健康寿命と有意な負の相関を示した ($r=-0.346$, $p=0.029$)。女性健康寿命においても通いの場参加率とは負の方向を示したが、有意水準には達しなかった ($r=-0.281$, $p=0.079$)。また、通いの場箇所密度、体操実施箇所密度、週 1 回以上開催箇所密度、週 1 回以上参加率の間には強い正の相関がみられた。

【考察・結論】本分析では、通いの場の量的整備や参加率が高い自治体ほど健康寿命が長いという単純な関係は確認されなかった。参加率と健康寿命が負の方向を示した背景には、健康課題を有する地域ほど介護予防事業への参加促進が進められている可能性や、高齢化率、所得、都市構造などの地域特性の影響が考えられる。したがって、

表 1 通いの場指標と男女別健康寿命との相関

指標	男性 健康寿命r	p値	女性 健康寿命	p値
通いの場箇所密度	-0.198	0.22	-0.229	0.156
通いの場参加率	-0.346*	0.029	-0.281	0.079
1箇所あたり参加者数	-0.119	0.464	-0.046	0.777
体操実施箇所密度	-0.087	0.594	-0.104	0.521
週1回以上開催箇所密度	-0.138	0.395	-0.141	0.384
週1回以上参加率	-0.136	0.402	-0.08	0.622

通いの場の評価には、単なる箇所数や参加者数だけでなく、活動内容や参加の質を含めた検討が必要である。今後は全国の市を対象に分析を拡大し、会食、茶話会、趣味活動、ボランティア活動、多世代交流などの活動内容別指標を加え、男女別健康寿命との関連をさらに検討する。

地域主体による太陽光発電事業の割合と当該割合が高い市町村の特徴

加勢田光博（大阪公立大学）

1 導入

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が全面的に 2012 年 7 月 1 日に施行され、電力の固定価格買取制度（以下「FIT 制度」という。）が導入されてから約 14 年が経過した。この FIT 制度（2022 年度からは FIP 制度も開始）により、制度導入から 2025 年 3 月末の時点で再エネ（大規模水力除く）の設備導入容量は、約 5 倍に拡大し、FIT 制度は再エネ発電の普及に大きく寄与してきたものとしてその効果は高く評価できる。

一方で、太陽光発電設備、とりわけメガソーラーについては、地域環境への悪影響が懸念される施設として、地域住民との合意形成が困難となる事例が増えているという問題がある。再エネのさらなる普及にあたっては、設備容量の拡大だけでなく、地域に受け入れられる形で導入が進むという社会的な持続可能性の観点も必要である。

太陽光発電事業では、当該地域の主体が事業を実施しない限り、設置地域にもたらされる経済効果は固定資産税収などに限定され、地域主体の事業であることが地域経済にとって極めて重要になる。地域主体の事業であれば、地域経済への経

済効果が高まるだけでなく、設置地域住民の設備受け入れに対する受容性が高まるとの先行研究があるところ、地域主体の事業の拡大は、地域への経済効果の問題にとどまらず、太陽光発電全体の普及にも影響する重要な論点である。

2 分析

本発表では、地域主体の太陽光発電事業の現状を、国が保有する最新の全件データを基に、網羅的・多角的に分析する。具体的には、事業計画認定情報の全件データを用い、全国の発電事業者の所在地と発電設備所在地の市町村が一致するかを指標(以下「地元率」という。)として分析した。発電出力規模別にみると、小規模設備では比較的地元率が高い一方、規模が大きくなるほど域外事業者による立地が目立つ傾向が確認された。また、運転開始年ごとの推移および累計推移を比較することで、制度導入後の普及過程において、地元主体の事業がどのように変化してきたかを確認する。

また、市町村人口と地元率の関係を検討した。対象件数が一定以上ある市町村に限定して分析したところ、人口規模が大きい市町村ほど地元率が高くなる傾向がみられた。ただし、その関係は決定的なものではなく、人口だけで地元率を説明することはできない。これには、土地利用、地域産業、行政等の関与といった地域固有の条件が影響していると考えられる。本発表では、比較的小規模にもかかわらず地元率の高い市町村を分析し、それらの特徴的な成功事例についても報告する。

年会費納入のお願い

会費の納入がお済みでない方は以下の口座まで振込をお願いします。納入の最終年度を宛名ラベルに記載しています。2026年度までの納入になるよう、振込をお願い致します。普通会员は年8,000円、学生会員等近畿都市学会のみ所属の会員は年4,000円です。

三年以上未納のある方は、ラベルにマーカー付きでお知らせしています。今後、長期未納者は「除

籍」とさせていただきます。(除籍でも未納分は請求致します。)

・ゆうちょ銀行振替口座

00990-7-86235 近畿都市学会

・ゆうちょ銀行〇九九店(ゼロキユウキユウ店)

当座 0086235 キンキトシガツカイ

事務局より

■ホームページによる情報公開について

会報や総会・研究発表会の告知、各種募集等の情報は、ホームページにて情報公開を行っています。郵送による会報より約一週間早く情報をお届けしています。また、会員各位からホームページでの情報公開の希望がありましたら、事務局までご連絡ください。

■会員情報管理について

Google フォームで会員情報変更や新規入会申込ができるよう、ホームページにリンクを張りました。年度替わりで所属や住所等が変更になった方、会員種別の変更等は、こちらをご利用下さい。

退会については、事務局までメールでご連絡下さい。なお、未納会費がある方は、未納分を全納された後退会となります。

■会員異動

入会 吉國敬一郎

■お問い合わせ

退会の申込など、お問い合わせは E メール (info@kintoshi.site)等でお願ひします。

近畿都市学会事務局

〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1

近畿大学総合社会学部田中研究室気付

E-mail: info@kintoshi.site

ホームページ <https://www.kintoshi.site/>